

大阪府漁業調整規則の一部改正（素案）の概要

令和7年1月
大阪府環境農林水産部水産課

■改正の理由

(1) 漁業法の改正に伴う所要の改正

- ・漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号。令和6年6月26日公布、令和6年7月16日施行。）により、漁業法（以下、「法」という。）が改正され、法第52条に1項を加え、「水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと」等が新たに規定された。
- ・大阪府漁業調整規則（大阪府規則第126号。以下「規則」という。）第45条に第2項を追加する改正については、法に規定されている条項であるが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく法第195条第3項で規定されている。

(2) 刑法の改正に伴う所要の改正

- ・刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。令和4年6月17日公布、令和7年6月1日施行。）により、刑法（明治40年法律第45号）が改正される。この内、拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

(3) 文言の適正化

- ・両罰規定の対象となる規定（規則第50条及び第51条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

■改正の内容（別紙参照）

(1) 規則第45条に次の1項を加える。

「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」

(2) 規則第50条の「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(3) 規則第50条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第51条中「者」を「ときは、

当該違反行為をした者」に改める。

■施行期日

公布の日から施行する。ただし、規則第 50 条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（理由）法が既に施行されており、速やかに施行するため。ただし、刑法の改正に関する部分は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 7 年 6 月 1 日から施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・大阪府漁業協同組合連合会と調整中
- ・水産庁と調整中
- ・大阪地方検察庁、海上保安庁及び大阪警察と協議予定
- ・漁業法第 57 条第 5 項及び第 119 条第 8 項並びに水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定による海区漁業調整委員会の意見聴取予定
- ・漁業法第 57 条第 6 項及び第 119 条第 7 項並びに水産資源保護法第 4 条第 6 項の規定による農林水産大臣の認可申請予定

【参考】現行の規則（令和5年7月31日改正）及び改正予定内容

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第四十五条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

第二項として、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」を追加。

第六章 罰則

「場合には、当該違反行為をした者は、」に変更。

「拘禁刑」に変更。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十三条から第三十八条まで、第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定に違反した者 「とき。」に変更。
- 二 第四十一条第三項の規定により付けた条件に違反した者 「とき。」に変更。
- 三 第二十三条第一項、第四十条第二項又は第四十四条第一項の規定に基づく命令に違反した者 「とき。」に変更。

第五十一条 第二十五条第一項（第四十二条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条又は第三十九条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

「ときは、当該違反行為をした者」に変更。